

4月1日(水)から

# 肺炎球菌予防接種費用助成制度が変わります！

4月1日(水)から、高齢者肺炎球菌予防接種に使用されるワクチンの種類が変わることに伴い、対象・村の助成額・自己負担額等が変更となります。

【問い合わせ】保健センター(☎282-2797)



▲村公式HP

## 【主な変更点】

	現行	4月1日(水)以降
ワクチンの種類	23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン	沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン
ワクチンの効果	カバーする血清型が多いが、免疫持続期間が比較的短い	より強い免疫を誘導するため、免疫持続期間が長い
接種回数	5年に1回	1回
村の助成額	接種費用が8,000円以下の場合…接種費用の半額 接種費用が8,000円を超える場合…接種費用から4,000円を差し引いた額	6,000円
自己負担額	接種費用の半額 (上限4,000円)	接種費用から、村の助成額6,000円を差し引いた額 ※医療機関によって自己負担額は異なります。

## 【対象等】

	対象(年齢は接種日時時点)	事前申請	通知・申請方法等
①	65歳の方 ※これまでに肺炎球菌予防接種を受けたことがある方は、対象外となります。	不要	65歳になる誕生日当日～2日後を目安に予診票を郵送します。
②	60歳以上64歳以下で心臓・腎臓・呼吸器の障がいまたはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がいにより身体障害者手帳1級の交付を受けている方	要	身体障害者手帳をお持ちの上、保健センターへ申し込みください。
③	66歳以上の方 ※令和8年3月31日までに村の助成で肺炎球菌予防接種を受けた方は、前回接種日から1年経過後に接種することができます。		保健センターへ申し込みください。
④	上記①～③に該当する方のうち、生活保護を受給している方		自己負担額が無料となりますので、「生活保護受給者証」をお持ちの上、保健センターへ申し込みください。

## 【その他】

▽対象①に該当する方で、3月以降に転入した(予診票が届かない)方は保健センターへお問い合わせください。

▽対象①～④に該当しない方は、接種費用が全額自己負担となります。接種を希望する方は、直接医療機関へお問い合わせください。

# 4月1日(水)から 妊娠を希望する女性等への風しん 予防接種費用助成制度の年齢制限がなくなります！

妊娠を希望する女性・その配偶者・妊婦の配偶者を対象とする、風しん予防接種費用助成対象の年齢制限を、4月1日(水)から廃止します。詳細は、村公式ホームページをご覧ください。

【問い合わせ】保健センター(☎282-2797)



▲村公式HP